

R&I、バーゼルⅡの適格格付機関に

金融庁は3月30日、2007年度から金融機関に適用される新しい自己資本比率規制（バーゼルⅡ）に関連して、保有資産の信用リスクウェートの判定基準となる格付けを提供する適格格付機関（ECAI=External Credit Assessment Institution）を告示¹、格付投資情報センター（R&I）をそのうちの1社として定めた。

R&Iは、金融庁が定めた「客観性」「独立性」「透明性」「情報開示」「人材及び組織構成」「信頼性」の6分野における適格性の基準を満たしていると認められ、適格格付機関に定められた。金融機関は、保有する資産のリスクを算出するに当たり、適格格付機関が公表している、発行体からの依頼に基づき付与している格付けを使用できる。R&Iは2007年3月末の時点において公表している格付けのうち、ソブリン関係の一部の格付けを除き、依頼に基づかない格付けには、格付け符号に「op」と添え字している。

R&Iは、格付け結果および発行体格付け一覧表をホームページで公表しているほか、年4回発行している「債券・格付けデータブック」、会員制の有料インターネットサービス「クレジットエクスプレス」、格付けデータベースを日々電子メールで送信する「債券格付けデータサービス」によっても格付けデータを広く公表している。

R&Iは今回の決定を、信用格付けの用途が広がるものとして肯定的に評価している。これを受けて、今後とも適正な格付け運営を維持していくとともに、金融機関、投資家など格付けの利用者が信用リスクを正しく評価する手助けとして、R&I格付けの実績デフォルト率、格付け推移行列など、格付けに関する情報を詳細かつ積極的に公表していく。

¹ 金融庁告示第28号（平成19年3月30日公布、同31日施行）「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分」